

再生可能エネルギー活用推進補助制度のご案内

(令和3年度)

地球温暖化対策及び災害に強いまちづくり推進のため、太陽光発電設備等の再生可能エネルギー・システムを設置する方々に対して、予算の範囲内（先着順）で設置費用の一部を補助します。

※ 申請手続きの前に必ずお読みください ※



御嵩町 環境モデル都市推進室

〒505-0192 岐阜県可児郡御嵩町御嵩1239-1
☎0574-67-2111 (内線2242)

【1. 制度の概要】

「環境モデル都市みたけ」の取組みの一環として、各家庭からのCO₂削減を推進するため、「太陽光発電システム」・「蓄電池システム」・「燃料電池システム（エネファーム）」を設置する際の費用の一部を補助します。



なお、太陽光発電システム及び蓄電池システムについては、大規模災害により甚大な被害が発生した場合、電気を無償で近隣世帯に融通する「共助」の約束をしていただくことを条件としています。（詳細は5ページをご覧ください。）

こうした取組みにより、環境にやさしい「CO₂削減」と、安全安心なまちづくりのための「災害対策」を同時に実現することを目指しています。

【2. 補助対象システムと要件】

■太陽光発電システム

- a) 建物の屋根等への設置に適した、太陽電池モジュールの最大出力の合計値が10キロワット未満の太陽光発電システムであること。
- b) 電力会社と系統連系し、余剰電力を売電又は発電した電力を全量自家消費するものであること。
- c) 一般財団法人電気安全環境研究所（JET）の認証を受けた太陽電池モジュールを使用したシステム又はこれと同等と町長が認めるシステムであること。
※ JETのホームページを参照 → <https://www.jet.or.jp/products/solar/index.html>
- d) 停電時に使用することが可能な自立運転機能が構成されていること。

■蓄電池システム

- a) 前頁の要件を満たす太陽光発電システムを既に所有又は同時に設置し、常時太陽光発電システムと接続するものであること。
- b) リチウムの酸化及び還元の作用により電気を供給する蓄電池に加え、インバーター等の電力変換装置を備えた定置型のシステムであること。
- c) 一般社団法人環境共創イニシアチブ（Sii）が実施する「戸建住宅におけるネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化支援事業」の補助対象となる機器又はこれと同等と町長が認めるシステムであること。

※ Sii のホームページを参照 → <https://sii.or.jp/zeh/battery/search>

■燃料電池システム

- a) 燃料電池ユニットと貯湯ユニットから構成される、電気及び熱の供給を主目的としたシステムであること。
- b) 一般社団法人燃料電池普及促進協会（FCA）が実施する「家庭用燃料電池システム導入支援事業」の補助対象となる機器又はこれと同等と町長が認めるシステムであること。

※ FCA のホームページを参照 → <http://fca-enefarm.org/subsidy02/outline/page03.html>

■全てのシステムに共通する要件

- a) 未使用品であること。
- b) リース品でないこと。
- c) 住宅展示場等に、展示を目的として設置するものでないこと。



【3. 補助対象となる方の要件】

- ア) 令和3年4月1日以降に購入契約をし、令和4年3月18日までに補助対象システムを設置完了の上、補助金の交付申請ができる方。
- イ) 自ら居住する住宅（2分の1以上が居住用である店舗併用住宅を含む）に補助対象システムを購入し設置する方又は補助対象システム付きの住宅を建築及び購入される方。
- ウ) 法人等（町内に本店又は主たる事務所を置く法人又は個人事業主（補助金交付申請時点で町内に住所を有している者）をいう。）であって、自らが所有し、自らの事業の用に供する町内の事務所等に補助対象システムを購入し設置する方。
- エ) 「御嵩町太陽の恵みご近所支え合い登録」の趣旨（詳細は5ページ）に賛同し、登録していただける方。（燃料電池システムを除く。）
- オ) 町税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料、放課後児童クラブ利用料、町営住宅家賃、水道料金、下水道使用料又は下水道事業受益者負担金を滞納していない方。
- カ) 御嵩町補助金交付規則第5条の2第1項各号のいずれにも該当しない方。
- キ) この制度に基づく補助金の交付を受けたことが無い方。（補助金交付はシステムごとに1世帯又は1法人等あたり1回限り）

※工事着工後の申請は対象となりませんので、ご注意ください。

【4. 補助金額】 ※予算の残件数については、お問合せください

■太陽光発電システム：1kWあたり2万円（上限10万円）

* システムの最大出力値の小数点第3位以下を切り捨て。千円未満の端数は切り捨て。

■蓄電池システム：1kWhあたり2万円（上限10万円）

* システムの蓄電容量の小数点第3位以下を切り捨て。千円未満の端数は切り捨て。

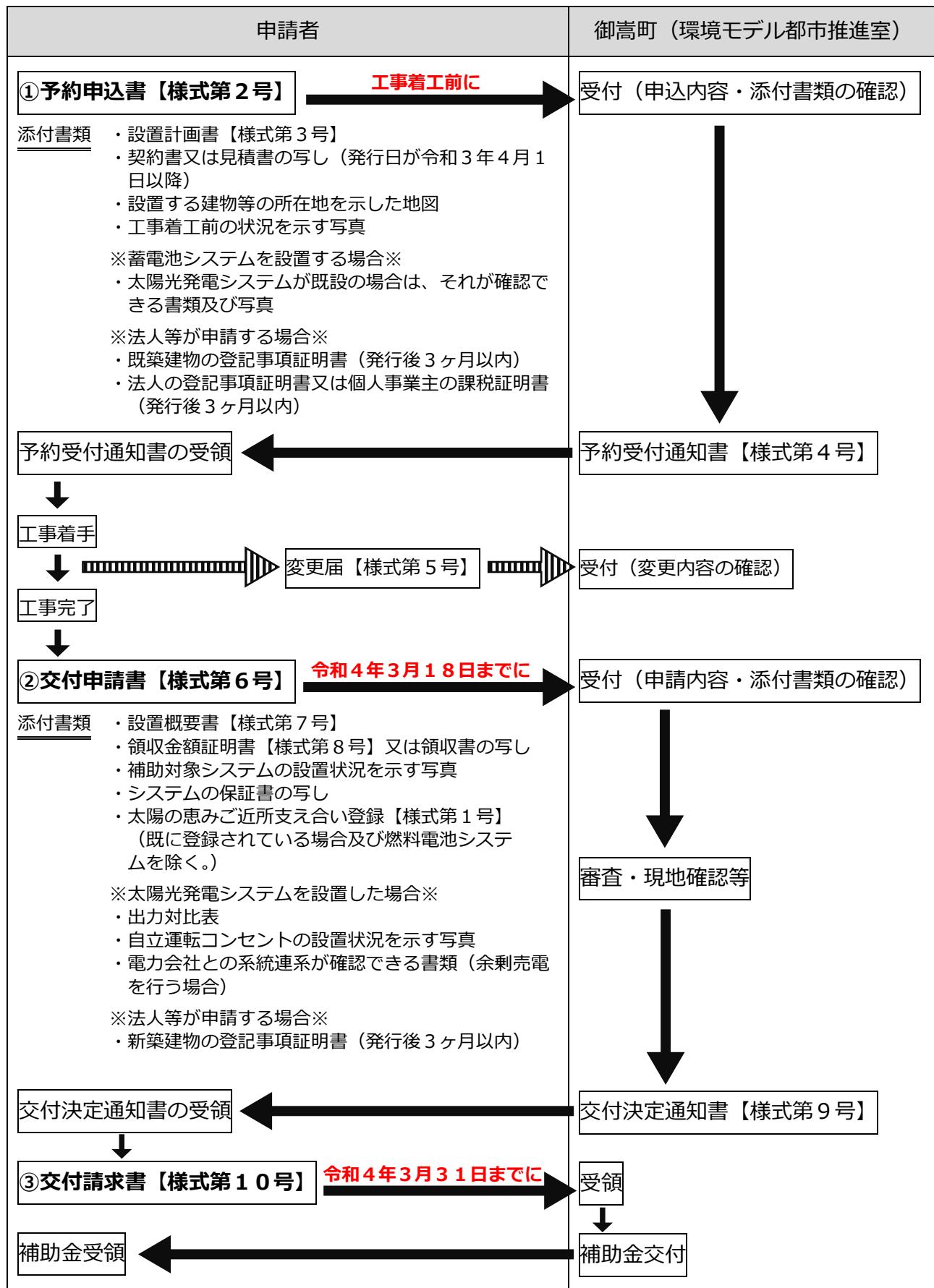
■燃料電池システム：10万円（一律）

【5. 申請手続き】

申請書は窓口でのみの受付となります。受付の際、書類確認に少々時間を要しますので、あらかじめご了承ください。

予約申込書類一式は工事着工前（おおむね1週間前まで）に、交付申請書類一式は令和4年3月18日までにご提出ください。

申請手続きの流れ



「御嵩町太陽の恵みご近所支え合い登録」とは…

太陽光発電システム及び蓄電池システムの設置にかかる補助金受給者の方々を対象とし、日々の生活において省エネなど環境にやさしい取組みを実践していただくとともに、**大規模災害により甚大な被害等が発生した場合において、電気の供給が復旧するまでの間、自宅に設置した太陽光発電システムの自立運転機能を活用して、発電できる電気を無償で近隣世帯に提供し、地域でお互いに支え合う「共助」を率先して実行していただくことを約束する登録**をいいます。

＜具体的な協力例＞

※非常用コンセントの供給上限 1, 500W の範囲で協力



携帯電話等の充電に…



電気ポット・炊飯器・冷蔵庫などの電源に…



- ・町は、この制度による登録者リストを保管し、大規模災害が発生した際、お住まいの地域の自治会長等に公表します。
- ・上記登録者については、大規模災害が発生した際、町や自治会長などから協力要請がない場合においても、率先して助け合い協力を起こなっていただきます。
- ・自立運転機能では利用量が限られるため、最優先課題となる情報の把握や、生命の安全につながる内容から協力してください。
- ・避難指示などが出た場合は、町の指示に従い、地域支援より避難を優先してください。
- ・この制度は、補助金受給者に対して可能な範囲で助け合い協力をお願いするものであり、倒壊、故障、経年劣化などの諸事情によって協力ができなかった場合においても補助金の返還は求めません。